ハ　当該自然人又はその代表者等から、貸与業者が提供するソフトウェアを使用して、特定本人確認用画像情報の送信を受ける方法

ニ　当該自然人又はその代表者等から、貸与業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報の送信を受けるとともに、当該自然人又はその代表者等の写真付き本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受ける方法

ホ　［略］

ヘ　［略］

［二　略］

三　貸与時みなし契約者　次に掲げる方法のいずれか

［イ・ロ　略］

ハ　当該自然人又はその代表者等から、貸与業者が提供するソフトウェアを使用して、特定本人確認用画像情報の送信を受ける方法

ニ　当該自然人又はその代表者等から、貸与業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報の送信を受けるとともに、当該自然人又はその代表者等の写真付き本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受ける方法

ホ　［略］

ヘ　［略］

［四　略］

［2～5　略］

（代表者等の貸与時本人確認の方法）

第二十条　法第十条第二項において読み替えて準用する法第三条第二項の規定による代表者等の貸与時本人確認の方法は、次に掲げるいずれかの方法とする。

［一・二　略］

三　代表者等から、貸与業者が提供するソフトウェアを使用して、特定本人確認用画像情報の送信を受ける方法

四　代表者等から、貸与業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報の送信を受けるとともに、当該代表者等の写真付き本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受ける方法

五　［略］

［2・3　略］

（貸与時本人確認記録の記録事項）

第二十一条　［略］

2　前項第四号イ又は第五号イの貸与時本人確認を行った日付とは、次の各号に掲げる方法に応じ、それぞれ当該各号に定める日付とする。

［一　略］

二　第十九条第一項第一号ハ若しくは二又は第三号ハ若しくはニに規定する方法　貸与業者が当該送信を受けた日

［新設］

［新設］

ハ　［同上］

ニ　［同上］

［二　同上］

三　貸与時みなし契約者　次に掲げる方法のいずれか

［イ・ロ　同上］

［新設］

［新設］

ハ　［同上］

ニ　［同上］

［四　同上］

［2～5　同上］

（代表者等の貸与時本人確認の方法）

第二十条　法第十条第二項において読み替えて準用する第三条第二項の規定による代表者等の貸与時本人確認の方法は、次に掲げるいずれかの方法とする。

［一・二　同上］

［新設］

［新設］

三　［同上］

［2・3　同上］

（貸与時本人確認記録の記録事項）

第二十一条　［同上］

2　［同上］

［一　同上］

［新設］